

全ての争議を解決し
安全・安心の航空へ

航空連ニュース

航空労組連絡会
大田区羽田 5-11-4 フェニックスビル
Tel 03-3742-3251
Fax 03-5737-7819
No.955 (34-5) 2019 年 10 月 30 日

客室乗務員の過重労働見直し急務 常態化する始業前業務 休憩時間削減

働き方改革や女性の活躍促進は企業に求められる社会的課題です。客室乗務員の業務開始前の準備作業の常態化や、確保されない休憩時間、なかなか取れない年休問題など。行き過ぎた稼働重視は様々な問題を顕在化させています。

客室乗務員の乗務時間制限は航空法で月間 100 時間とされています。加えて航空各社では社内規定で就業時間や月間乗務時間制限、休日数（年間・月間）などの勤務規程を設けています。例えば、日本航空では月間乗務時間制限が 95 時間ですが、職場からは健康不安を訴える声が後を絶ちません。航空各社は月間乗務時間制限を 100 時間に行っているところが多く、航空法の制限を見直すことが求められます。



国際線の休日改善を

日航キャビンクルーユニオン（CCU）は、19 年末要求で、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現のための勤務改善を要求します。国際線日帰り後の翌日は休日とすること、4 勤務日後は 3 休日 3 勤務 2 休日とすること、長距離国際線の 2 泊化、月間乗務時間制限の見直しなどを求めます。今、LCC 各社は相次ぎ国際線に進出していますが、LCC のなかには成田—マニラ間を休憩なし、勤務時間が 13 時間におよぶ事例も報告されています。勤務改善は客室乗務員共通の願いです。

KLM は日本人 CA の雇止め撤回を！！

昨年 4 月から、契約期間 5 年を超える契約社員に無期雇用転換できる法律が適用されます。ところが KLM オランダ航空は、日本人契約制客室乗務員を相次ぎ雇止めしたため、雇止め撤回と復職を求め 32 名の日本人客室乗務員が東京地裁に提訴したたかっています。

32 名が所属するジャパンキャビンクルーユニオン（JCU）の調査で、KLM の主張のウソと誤魔化しが次々明らかになりました。KLM は無期雇用転換を認めた東京地裁の労働審判にも従わず争議の長期化も狙っています。私たちは、日本の法律を遵守すること、そして雇止めを撤回し職場復帰させることを求めています。